

子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

1. 子ども・子育て支援の意義

子ども・子育てビジョン、子ども・子育て関連3法の趣旨など、計画査定の意義

2. 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

- ◎ 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方（基本理念など）
- ◎ 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携・協働体制

3. 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項（事業計画作成指針）

- ◎ 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
- ◎ 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての現在の利用状況、利用希望
- ◎ 市町村間の調整、県との協議・調整について

4. 必須記載事項

◎ 教育・保育提供区域の設定

市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定。（小学校区、中学校区、などを想定。）

なお、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに実態に応じて、設定することも可能。

- ◎ 各年度における教育・保育の量の見込み、ならびに実施しようとする提供体制の確保の内容およびその実施時期
- ◎ 各年度における教育・保育の量の見込み

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定める。

◎ 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）による確保の内容および実施時期（確保方策）」を設定。

5. 法定（子ども・子育て支援法第59条）での支援事業

別紙 「資料2-2」